最終更新日：2016年7月6日
南海電気鉄道株式会社
代表取締役社長 遠北 光彦
問合せ先：総務室 総務部 06-6644-7124
証券コード：9044
http://www.nankai.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの各原則を尊重し、コーポレート・ガバナンスについて不断の機能強化及び検証を行いながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をめざしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

補充原則１－２－４
招集通知の英訳については、外国人及び外国法人の所有株式数比率が10%を超えた場合、実施を検討いたします。

補充原則４－11－３
毎年５月に開催する社外取締役と監査役会の意見交換会において、社外取締役及び社外監査役の視点から取締役会の実効性を確認するほか、取締役会全体の実効性に関する分析・評価の実施について、さらに検討を進めてまいります。
なお、本年５月13日に開催した意見交換会においては、上記分析・評価の基準及び手法等について意見交換がなされました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

原則１－３
企業価値の持続的成長をめざし、将来の収益拡大に資する投資を進めるとともに、有利子負債とキャッシュ・フローのバランスを重視した財務体質の改善に努め、株主還元については、安定的な配当を行います。なお、中期経営計画において、定量的な目標（連結営業利益、連結有利子負債残高／EBITDA倍率）を開示いたします。

原則１－４
取引関係の維持・強化等の観点から、中長期的に当社グループの企業価値向上に資すると認められる場合に、株式を保有いたします。
主要な政策保有株式については、毎年、取締役会において中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、保有の必要性について確認いたします。
議決権の行使にあたっては、株式保有の趣旨に鑑みて、当該会社の経営状況及び当社の事業運営に対する影響等を考慮して、適切に議決権を行使いたします。

原則１－７
法令に基づき、取締役による利益相反取引については、取締役会の承認を得たうえで実施し、その結果の概要を、実施後遅滞なく取締役会において報告いたします。但し、継続的取引については、四半期毎に報告いたします。そのほか、主要株主（議決権の10%以上を所有する株主）との取引については、取締役会において、取締役による利益相反取引に準じた対応をとります。取締役会は、会社や株主共同の利益を確保する観点から、厳正に審議するものといたします。

原則３－１
（1）企業理念、中期経営計画（グループ経営方針）等を当社ホームページ等で開示いたします。
企業理念　http://www.nankai.co.jp/company/company/
中期経営計画（グループ経営方針）　http://www.nankai.co.jp/library/company/news/pdf/150226.pdf
（2）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針は、上記「１．基本的な考え方」に記載のとおりであります。
（3）当社の取締役会が取締役報酬を決定するにあたっての方針と手続は、下記「２　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　１．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役報酬関係】　報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。
（4）取締役候補者については、運輸安全マネジメントに精通する者のほか、当社グループの各事業について知見を有する責任者を社内出身の取締役候補者として選定いたします。また、企業経営者等としての見識や経験を有し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の監督機能を担っていただける方を社外取締役候補者として選定いたします。
監査役候補者については、当社グループの事業に精通した社内出身の常任監査役（常勤）候補者を選定するとともに、法律、財務及び会計に関する知見を有し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、監査の実効性を確保する機能を担っていただける方を社外監査役候補者として選定いたします。
なお、新任代表取締役候補者並びに新任取締役候補者及び新任監査役候補者の決定にあたっては、取締役会における決定に先立ち、「指名・報酬会議」において社外取締役に諮問することといたします。
（5）代表取締役に異動がある場合、その内定時の適時開示資料において、新任代表取締役の指名について説明いたしますほか、取締役候補者及び監査役候補者については、株主総会参考書類において、候補者毎の指名について説明いたします。

補充原則４－１－１
取締役会に付議すべき事項は、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立の観点に加え、当社の連結総資産や項目ごとのリスク等を考慮し、取締役会の決議に基づき、項目・金額基準等を明確に定めます。これら以外の事項については、決裁者区分の基準を明確に定めた社内規程を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、業務執行の適正化・効率化をはかります。

原則４－９
　当社が定める社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、下記「２　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況　１．機関構成・組織運営等に係る事項 【独立役員関係】 その他独立役員に関する事項」に記載のとおりであります。

補充原則４－11－１
　安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道事業及び運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する必要があるものと考えており、そのうえで、経営判断プロセスの客観性及び透明性を確保するために、独立性を有する社外取締役を複数名選任することといたします。
　取締役候補者の選定にあたっては、鉄道事業をはじめ、多岐にわたる事業に精通した責任者を社内出身の取締役候補者として選定いたします。また、原則４－９に記載の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき、社外取締役候補者を選定いたします。
　なお、新任代表取締役候補者並びに新任取締役候補者及び新任監査役候補者の決定にあたっては、取締役会における決定に先立ち、「指名・報酬会議」において社外取締役に諮問することといたします。

補充原則４－11－２
　社外取締役及び社外監査役の候補者選定にあたっては、その兼職状況を考慮いたします。社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知に添付の事業報告及び有価証券報告書において毎年開示いたします。

補充原則４－14－２
　取締役・監査役に対し、その役割・責務を果たすために必要なトレーニングを、次のとおり実施いたします。
・社内出身の新任取締役及び新任監査役に対しては、法律やコーポレート・ガバナンス等の専門家による研修を行います。
・新任社外取締役及び新任社外監査役に対しては、当社の事業内容、財務状況及び経営戦略等に関する説明を行います。
・取締役及び監査役に対して、適宜、外部研修等の受講を促し、必要な費用については会社で負担いたします。
・社外取締役及び社外監査役を対象に、当社グループ施設の見学会等を実施いたします。

原則５－１
　経営企画部をIR担当部門とし、機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を半期毎に開催するとともに、適宜、個別訪問やスモールミーティング等を実施いたします。また、個別訪問及び電話取材等の申込みに対しても、積極的に対応いたします。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	45,040,000	7.94
日本生命保険相互会社	13,803,945	2.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,824,000	2.26
株式会社池田泉州銀行	7,945,438	1.40
三井住友信託銀行株式会社	7,580,000	1.33
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,368,617	1.29
株式会社三井住友銀行	7,147,088	1.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口７）	5,623,000	0.99
JP　MORGAN　CHASE　BANK　385151	5,601,931	0.98
株式会社高島屋	5,035,011	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

●上場子会社について
南海辰村建設株式会社が、東京証券取引所市場第二部に上場しております。
同社の独立性を維持しつつ、当社グループの一員として適正な統制をはかるべく、取締役及び監査役を派遣するほか、必要に応じ、財務面での経営支援を行っております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
内藤　碩昭	他の会社の出身者											
増倉　一郎	他の会社の出身者											
村上　仁志	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内藤　碩昭	○	――	株式会社三和銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行）の出身者でありますが、現在は同行の業務執行者ではなく、同行の業務執行者を退任してからの年数は10年を超えております（平成14年６月退任）。 当該役員と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反の生じるおそれのある関係もありません。 また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役（独立役員）として選任（指定）しております。

増倉　一郎	○	―――	株式会社高島屋の出身者でありますが、現在は同社の業務執行者ではなく、同社の業務執行者を退任してからの年数は10年を超えております（平成17年３月退任）。 当該役員と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反の生じるおそれのある関係もありません。 また、百貨店の経営者として培った幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役（独立役員）として選任（指定）しております。
村上　仁志	○	―――	住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）の出身者でありますが、現在は同社の業務執行者ではなく、同社の業務執行者を退任してからの年数は10年を超えております（平成17年６月退任）。 当該役員と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反の生じるおそれのある関係もありません。 また、銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社の経営全般に対する的確な助言や監督が期待できるため、社外取締役（独立役員）として選任（指定）しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬会議	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明

指名プロセス及び報酬決定プロセスの透明性向上を目的として、取締役会長（取締役会議長）、取締役社長及び社外取締役を構成員とする「指名・報酬会議」を設置しております。報酬額の決定プロセスについては、同会議において、社外取締役に説明し、その相当性について助言を求めることとするほか、新任代表取締役候補者並びに新任取締役候補者及び新任監査役候補者の決定にあたっては、取締役会における決定に先立ち、同会議において、社外取締役に諮問することとしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

ア、内部監査部門と監査役の相互連携
業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくとともに、コンプライアンス経営の維持及び増進を目的として、内部監査部門（所属員19名）及びコンプライアンス経営推進部門（所属員７名）が連携して、内部監査（グループ会社監査を含む。）を実施しております。監査役会は、両部門が実施する監査計画を聴取するとともに、計画に基づく監査の報告を受け、必要に応じ説明を求めるほか、実地監査への立会や意見交換を行うなど、監査役監査と内部監査の相互連携を密にして、両者あいまって監査の実効をあげ、自主的な監視機能の強化に努めております。
イ、監査役と会計監査人の相互連携
監査役会は、会計監査人から監査計画を聴取するとともに、これに基づく監査報告を四半期に１回受け、質疑応答を行っております。また、必要に応じ、会計監査人が実施する実地監査に立ち会うほか、会計監査人との間で会合の場を設け、監査役が業務監査で知り得た情報を会計監査人に伝え、また会計監査人が会計監査で知り得た情報を監査役に伝えるなど、相互連携を密にすることにより、業務監査及び会計監査双方の質的向上を期しております。

ウ、内部監査部門と会計監査人の相互連携
　内部監査部門は、毎年7月に会計監査人の監査計画を聴取するとともに、監査役や関係部門とともに監査実施状況についての報告を受けております。また、必要に応じ、会計監査人が実施する実地監査に立ち会い、会計監査人との間で連携強化をはかっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥　　正之	他の会社の出身者										○			
荒尾　幸三	弁護士													
饗庭　浩二	他の会社の出身者										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥　　正之		株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役会長であります。当社は、同社の完全子会社である株式会社三井住友銀行との間で資金借入等の取引を行っております。 公益社団法人大阪フィルハーモニー協会の理事長であります。当社は、同協会の正会員であり同協会に対して会費等を支出しております。	銀行の経営者として培った幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社における監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外監査役として選任しております。なお、当該役員は、銀行での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。
荒尾　幸三	○	―――	当該役員と当社との間に利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反の生じるおそれのある関係もありません。 また、弁護士としての専門的知見と長年にわたり企業法務に携わってきた豊富な経験に基づき、客観的な立場から、当社における監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。なお、当該役員は、企業法務に精通しており、財務・会計に関する知見を有しております。
饗庭　浩二	○	日本生命保険相互会社の出身者でありますが、現在は同社の業務執行者ではありません。当社は、同社との間で資金借入等の取引を行っております。	当該役員と当社との間に重要な利害関係はなく、東京証券取引所が示す一般株主と利益相反の生じるおそれのある関係もありません。 また、生命保険会社の業務執行者として培った幅広い見識に基づき、客観的な立場から、当社における監査の実効性を高めていただくことが期待できるため、社外監査役(独立役員)として選任(指定)しております。なお、当該

			役員は、生命保険会社での業務経験を通じて、財務・会計に関する知見を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

当社が定める社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準は、次のとおりであります。

【独立性に関する基準】
社外取締役及び社外監査役の選任にあたっては、当社との間に重要な利害関係がないこと及び東京証券取引所が独立役員の届出にあたって定める独立性基準に該当しないことを前提としながら、安全輸送の確保を社会的使命とする鉄道事業をはじめ、多岐にわたる当社グループの事業における業務執行を監督又は監査するうえで必要となる見識や経験を有すること、及び株主の皆さまからの負託に応えるべく、独立した立場から期待される役割を適切に果たすために、積極的に活動する意欲や資質を有することを要件といたします。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記「【取締役報酬関係】 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役を除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）、並びに社外取締役及び社外監査役の別に、対象となる役員の員数、報酬等の総額及び報酬等の種類別の総額を開示しております。
直近事業年度である平成28年３月期に係る報酬等の総額は次のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く。）	12名	報酬等の総額（基本報酬）	2億48百万円
監査役（社外監査役を除く。）	2名	同　上	47百万円
社外取締役	3名	同　上	25百万円
社外監査役	3名	同　上	25百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は金銭による報酬のみであり、不確定報酬や非金銭報酬はありません。基本報酬の体系は、株主価値や株価を意識した経営の浸透をはかるとともに、業績向上へのインセンティブを高めるため、固定部分の報酬に、業績連動型報酬と自社株式取得型報酬を組み合わせた体系とします。
ア、業績連動型報酬
取締役報酬について、業績連動型報酬を採用します。業績連動型報酬は、会社業績と個人業績をそれぞれ評価し、それを掛け合わせたマトリックスにより、0から200%の間で標準報酬を変動させます。会社業績は、前年度の配当額と連結経常利益を指標とし、個人業績については、社長と面談のうえで設定した担当部門の業績目標に対する実績評価により評価します。なお、会長、社長及び社外取締役については、会社業績のみで評価し、報酬額を決定します。
イ、自社株式取得型報酬
業務執行取締役及び常任監査役(常勤)に対しては、固定部分の報酬に各役位別に定める一定の割合を乗じた金額を上積み支給し、これを役員持株会に拠出したうえで自社株式取得に充当します。

なお、報酬額の決定プロセスについては、「指名・報酬会議」において、社外取締役に説明し、その相当性について助言を求めることとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の事務局は総務部が担っており、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査を実効性あるものとするため、社外取締役及び社外監査役に対して、可能な範囲で取締役会資料の事前配布を行うとともに、必要に応じて、議案及びその内容について、担当役員等により事前に説明を行う機会を設けます。また、社外取締役に対しては、取締役会開催前に、事務局から、議案及び報告事項の要旨を説明することとしております。以上のような取組みにより、取締役会における意思決定手続の適正性確保に努めております。このほか、取締役会を欠席した社外役員に対しては、審議内容及び報告事項資料並びに審議通知書の送付を行っております。

監査役会の事務局は監査役室が担っており、監査役会開催日時の連絡、議題の事前通知等を行うとともに、必要に応じて、各事業所の実地監査の補助を行っております。また、常務会で付議された内容や、その他決裁書類等から得た情報のうち、監査を行ううえで有益な情報を、常任監査役から社外監査役に対し適宜説明及び報告を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）業務執行

ア、取締役会

取締役13名（うち社外取締役3名）及び監査役5名（うち社外監査役3名）で構成する取締役会（事務局：総務部）は、原則月1回開催し、重要な業務執行の決定と取締役の職務執行の監督を行っております。

イ、常務会

取締役会の設定する経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤取締役を構成員とする常務会（事務局：総務部）を週1回開催し、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めております。

ウ、執行役員制度

取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、執行役員制度を導入し、現在7名を執行役員に選任しております。業務執行取締役及び執行役員は、重要な業務執行及び営業成績等について情報の共有をはかり、業務執行の適正化・効率化に努めております。

（2）監査・監督

ア、監査役監査

監査役5名で構成される監査役会（事務局：監査役室）は、原則月1回開催し、業務執行の監査を行っております。

監査役会は、取締役会長（取締役会議長）、代表取締役及び各部門の担当役員との間で、定期的に意見交換を行うほか、常任監査役については、必要に応じ、取締役及び使用人との間で、個別の経営課題に関する意見交換を行うことができる体制を整えております。また、常任監査役は、常務会その他重要な会議に出席し、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等の報告を聴取するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書の回付を受けております。常任監査役は、当社事業に精通する立場から、これらの活動により収集した情報を、監査役会において社外監査役に報告し、適宜説明を加える一方、これに対し、社外監査役は、その専門的知見や外部での経験に基づく指摘や意見陳述を行うなど、それぞれの役割分担に従い相互に機能を補完することで、監査役監査の実効性を高めております。

このほか、監査役の機能強化のため、監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室の所属員2名は、監査役の指揮命令に服すとともに、その異動及び評価については、常任監査役の同意を得ることとしております。

イ、会計監査

単体及び連結の計算書類並びに財務諸表の監査を目的として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、直近事業年度である平成28年3月期においては、監査証明業務を担当する業務執行社員として次の2名の公認会計士が指定されておりました。

指定有限責任社員　後 藤　研 了（継続監査年数1年）

指定有限責任社員　今 井　康 好（継続監査年数5年）

また、監査業務に係る補助者は、監査法人の選定基準に基づき決定され、具体的には公認会計士8名及び日本公認会計士協会準会員7名を主たる構成員としておりました。

ウ、内部監査

経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、内部監査部門による内部監査を計画的に実施する体制を整えております。

エ、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

上記「1．機関構成・組織運営等に係る事項 【監査役関係】 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりであります。

オ、内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門との関係

（ア）内部監査と内部統制部門との関係

内部監査部門は、内部統制システムに係る各体制の整備・運用を所管する各部門を対象に、当該各体制が適正に整備され、有効に運用されているか監査を実施し、監査対象部門の部課長及びその関係者は、当該監査が円滑かつ迅速に実施できるよう協力しなければならないこととしております。なお、当該監査の結果は、内部監査部門から取締役社長に対して、速やかに報告されます。また、内部監査（グループ会社監査を含む。）の実施にあたっては、必要に応じて、内部監査部門とコンプライアンス経営推進部門が連携して、監査の実効性確保に努めております。

（イ）監査役監査と内部統制部門との関係

常任監査役は、内部統制システムに係る各体制の整備・運用を所管する各部門の担当役員又は部課長を対象に、個別にヒアリングを行い、当該各体制の有効性の確認を行うことができる体制を整えております。

（ウ）会計監査と内部統制部門との関係

内部監査部門及び経理部門の担当役員、部課長及びその関係者は、会計監査人が実施する会計監査又は実地監査が、円滑かつ効率的に行われるよう協力する体制を整えております。

カ、指名・報酬会議

上記「1．機関構成・組織運営等に係る事項 【取締役関係】 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性　補足説明」に記載のとおりであります。

（3）社外取締役及び社外監査役

ア、企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役には、企業経営者としての見識や経験を当社の経営に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の効率性と透明性の向上に資する機能を担っていただいております。

社外監査役には、企業経営者や弁護士としての見識、経験、専門性を監査に活かしていただくことを期待し、当社経営陣との間で相互に著しいコントロールを及ぼし得るような関係のない独立した立場から、経営の透明性確保と監査の質的向上に資する機能を担っていただいております。

イ、監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携の状況

（ア）監督又は監査と内部監査の相互連携
　上記「1．機関構成・組織運営等に係る事項 【監査役関係】 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況　ア、内部監査部門と監査役の相互連携」に記載のとおり、監査役会は、内部監査部門及びコンプライアンス経営推進部門から監査計画を聴取するとともに、計画に基づく監査の報告を受けており、これを社外取締役も傍聴することとしております。社外取締役及び監査役（社外監査役を含む。）は、監査計画及び監査結果について意見交換を行うほか、必要に応じ、内部監査部門及びコンプライアンス経営推進部門に対し説明を求めることとしております。
（イ）監督と監査役監査（社外監査役による監査を含む。）の相互連携
　取締役会での建設的な議論のベースとなる情報及び認識の共有をはかるとともに、社外取締役及び社外監査役の視点から取締役会の実効性を確認するための場として、毎年、社外取締役と監査役会の意見交換会を開催しております。
（ウ）監督又は監査と会計監査の相互連携
　上記「1．機関構成・組織運営等に係る事項 【監査役関係】 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況　イ、監査役と会計監査人の相互連携」に記載のとおり、監査役会は、会計監査人から監査計画を聴取することとしており、これを社外取締役も傍聴することとしております。社外取締役及び監査役（社外監査役を含む。）は、監査計画について意見交換を行うほか、必要に応じ、会計監査人との間で質疑応答を行うこととしております。
ウ、監督又は監査と内部統制部門との関係
　上記「1．機関構成・組織運営等に係る事項 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】」に記載のとおりであります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

　当社は、監査役制度を採用しておりますが、安全輸送の確保を社会的使命とする当社の事業特性上、鉄道事業及び運輸安全マネジメントに精通した社内出身の取締役を相応数選任する必要があるものと考えており、そのうえで、指名・報酬をはじめとする経営の重要事項についての決定プロセスの客観性及び透明性を確保するために、独立性を有する社外取締役を複数名選任することとしております。なお、当社が社外取締役に期待する機能及び役割に関しては、上記「2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）（3）社外取締役及び社外監査役　ア、企業統治において果たす機能及び役割」に記載のとおりであります。
　また、上述のとおり、内部監査部門は、監査役会に対して監査状況の報告を行うこととしており、同報告は社外取締役も聴取することとしているほか、監査役会は、内部統制システムの構築及び運用について最終の責任を負う代表取締役との間で定期的に意見交換を行うなど、監査役会による経営の監督機能強化に努めております。
　このように、独立性を有する複数名の社外取締役の選任と社外取締役による指名プロセス及び報酬決定プロセスへの関与、並びに内部監査部門との連携等による監査役会の経営に対する監督機能強化に向けた取組み等を通じて、当社のコーポレート・ガバナンス体制は有効に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3～6営業日程度前に発送するほか、発送に先立ちTDnetにより電子的に開示することを原則としております。 なお、直近事業年度にかかる第99期定時株主総会招集通知につきましては、法定期日の6営業日前に発送し、発送日の3営業日前にTDnetにより電子的に開示いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第1集中日と予測される日を回避して日程の設定を行うことを原則としております。 なお、直近事業年度にかかる第99期定時株主総会につきましては、第1集中日を回避し、平成28年6月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会において、インターネット等により議決権を行使いただくことを可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。
その他	当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/ir/soukai/]に招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月と11月の年2回開催しており、それぞれ通期・第2四半期の決算の概要、業績予想及び中期経営計画の進捗状況等を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/company/]に各種IR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部（担当役員は、常務取締役（経営政策室長） 高木 俊之）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	鉄道事業を基軸とした総合生活企業として、人々の生活をトータルにサポートする広範な事業を通じ、広く社会の発展に貢献することを趣旨として唱えた「企業理念」を制定するとともに、当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定し、コンプライアンス経営の徹底と、良き企業市民たることをめざしております。 また、「お客さまとともに」運動をグループをあげて推進しており、当社各部門・グループ会社ごとに年度目標を設定し、お客さまの視点に立った諸施策に取り組んでおりますほか、当社にとりまして最も重要な使命であります「安全の確保」に向けて、継続的な投資と従業員教育を行うことにより、事故防止に万全を期しております。このほか、災害発生時において、お客さまの安全の確保を最優先し、当社事業の早期復旧により、企業の社会的使命を達成することを目的として、「災害対策規程」を制定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSRへの取組みとしてコンプライアンス経営を推進するのはもとより、環境対策の基礎として「環境理念」を、また当社の環境に対する方針を明確にするため「環境方針」をそれぞれ制定し、これらに基づき、環境に配慮した車両の導入等、各事業ごとにさまざまな施策に取り組んでおります。また、本社部門及び千代田工場においては、「ISO14001」の認証を取得するなど、環境マネジメント体制の構築及び環境保全のための取組み強化をはかり、社会的責任を堅実かつ積極的に果たしていくための体制を整備しております。このほか、社会貢献活動の一環として、前途有為な人材の育成に寄与することを目的として、主に大阪府内の高等学校に在学する交通遺児に対する育英基金を設定しております。環境保全活動、CSR活動等の詳細につきましては、当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/company/]をご覧下さい。
	会社情報の適時開示に向けて、社内に情報取扱責任者を設置し、重要な会社情報の確実な

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	把握と厳正な管理に努めております。情報開示に際しては、関係各部門と協議のうえ、また必要に応じて会計監査人等の助言・指導を仰ぎながら、開示文書を作成し、取締役会等において決定又は報告がなされた後、速やかに開示を行っております。また、決算期翌月内の正確な決算発表に、グループをあげて取り組んでおります。
その他	現在役員への女性の登用はありませんが、役員として有用な人材を男女の性差にかかわらず登用する考えであります。 当社では、社員一人ひとりが多様な個性と能力を相互に尊重しあい積極的に活かしていくことを通じて、企業としての価値を高め、社会の信頼に応え続けてまいりたいと考えております。 その中でも女性の活躍のさらなる推進に向けて、採用における女性の比率を高めていく(大卒採用3割水準を目標)とともに、管理職等指導的地位をはじめとするさまざまな領域・役割への女性の登用を着実に増やしていくことをめざします。 そのために、女性のキャリア形成支援の充実、働く環境整備や職場の風土・意識改革等、女性の活躍の場をさらに広げていくための取組みを今後も強化してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスの機能強化が重要な経営課題であるとの認識の下、法令遵守はもとより、透明性の高い経営、公正かつ合理的な意思決定、そしてこれらの監督機能の強化に努めております。

（2）整備状況

ア、当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及びグループ会社の健全な発展と企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、内部監査及びコンプライアンス経営の推進を担当する専任組織を設置しております。

この「企業倫理規範」の精神を定着させるための指針として、当社及びグループ会社の役職員一人ひとりの業務や行動レベルにまでブレイクダウンして示す「コンプライアンスマニュアル」の策定や研修等を通じて、反社会的勢力との関係遮断とコンプライアンス経営の理念浸透に努めておりますほか、法的・倫理的問題を早期に発見し、是正していくための体制として、役職員からの通報・相談を受け付ける「企業倫理ホットライン制度」を設置しております。

また、「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス経営推進に向けた諸施策を審議するとともに、万一、重大なコンプライアンス違反が発生した場合には、同委員会において、その是正や再発防止策についての提言を行ってまいります。

このほか、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を適切に整備・運用するとともに、内部監査部門による有効性の評価を通じて、当該体制の維持・改善をはかってまいります。

イ、当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る文書は、「文書規程」等の社内規則に従い、適切に作成のうえ、保存・管理を行っております。また、「情報セキュリティポリシー」を定め、当社が保有する情報資産を適切に保護し、情報資産の「機密性」、「完全性」及び「可用性」を確保するための体制を整えております。

ウ、当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、危機（重大事故及び災害を除く。）の発生を予防するとともに、発生した場合の会社及び役職員並びに旅客・顧客に対する被害を最小限にとどめるための包括的な規範として「危機管理指針」を定めるほか、重大事故及び災害の発生又は発生のおそれがある場合における対策組織、応急処理等を定めるとともに、災害発生時の旅客・顧客及び役職員の安全確保と早期復旧をはかり、被害を最小限に抑えることにより、企業の社会的責任を果たすことを目的として、「災害対策規程」を定めております。

また、「グループ会社管理規程」において、グループ会社の危機情報の把握に努め、「危機管理指針」に準拠して、グループ会社の危機管理を行わなければならない旨を定めております。

鉄道事業におきましては、輸送の安全を確保するために、「安全管理規程」を制定し、「安全推進委員会」を設置しております。今後、なお一層、安全管理マネジメントの推進に努めてまいります。

このほか、当社各部門の所管業務及びグループ会社の事業運営に付随するリスクの管理については、対応部門又は対応会社において必要に応じ、研修や規程・マニュアルの整備等を行っております。

エ、当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、業務活動の組織的かつ効率的な運営を実現するために、社内規則により、業務組織及び事務分掌並びに各職位に配置された者の責任・権限・義務等が明確に定められております。

また、取締役会が設定する経営の基本方針に基づいて、経営に関する重要な事項を審議するために、常勤取締役を構成員とする常務会を週1回開催するなど、業務執行の全般的統制と経営判断の適正化に努めておりますほか、取締役会の監督機能の強化及び機動的な業務執行体制の確立を目的として、執行役員制度を導入しております。

グループ会社の取締役の職務の執行にあたっては、「グループ会社指導方針」に基づき、経営の機動性及び自主性に配慮しつつ、事業規模・特性等を勘案したうえで、組織形態・機関設計の基本方針を定めております。また、財務報告の信頼性確保と業務の効率化を目的として、経理業務のシェアードサービスを導入しております。

このほか、経営の効率性向上の観点から、業務運営の状況を的確に把握し、その改善を促進していくために、当社内部監査部門による内部監査（グループ会社監査を含む。）を計画的に実施する体制を整えております。

オ、当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「グループ会社指導方針」及び「グループ会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社間の意思疎通の連携を密にし、重要な設備投資案件をはじめ一定の経営上の重要な事項はあらかじめ当社の承認を必要としているほか、必要に応じて適宜報告を求めるものとしております。

カ、その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社役職員をグループ会社の役員又は幹部職員として派遣し、企業集団としての一体的経営及び効果的な統制に努めるとともに、準常勤監査役の配置やグループ会社監査役連絡会を通じて、グループ各社の監査役の機能強化と情報の共有化をはかっております。

また、「IT管理規程」を制定し、IT統制の確立に努めるほか、グループ会社に対する融資の実行にあたっては、当社審査委員会による厳格な審査手続を設けるなど、グループ全体としての業務の適正をはかっております。

キ、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役会及び監査役監査に関する事務を分掌する専任の組織として、監査役室を設置しております。監査役室は、「社則」により、代表取締役その他の業務執行取締役による指揮命令系統からは明確に分離され、その所属員は監査役の指揮命令に服すとともに、その異動及び評価については、常任監査役（常勤）の同意を得ることとしております。

当社取締役及び使用人は、常任監査役に対し常務会その他重要な会議への出席を求め、これらの会議において、当社及びグループ経営上重要な業務の執行状況、営業成績及び財産の状況等を報告するほか、決裁後の稟議書及び内部監査報告書等重要な文書を回付する体制を整えております。また、監査役の求めに応じ、個別の経営課題に関する意見交換を行うこととしております。

「企業倫理ホットライン制度」の運用にあたっては、「企業倫理ホットライン制度規程」において、全ての役職員は情報提供者に対して不利益・不当な扱いや報復・差別的行為をしてはならない旨を定めているほか、その運用状況について、定期的に常任監査役に報告することとしております。

当社は、監査役会の監査計画等に基づき、通常の監査費用について予算化する一方、監査役又は監査役会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他社外の専門家に対して意見を求めた場合等、予算外で特別に生じた費用を請求したときは、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、不合理に支出を留保しないものとします。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）基本的な考え方

当社は、「企業倫理規範」を定め、反社会的勢力との関係遮断を内外に表明しております。

【企業倫理規範】

4 企業や市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決する。

また、反社会的勢力を市民社会から排除していくことは、企業の社会的責任の観点から必要かつ重要であることを踏まえ、コンプライアンス経営

を推進しております。
（2）整備状況
　当社及びグループ会社の企業倫理確立のため、「企業倫理規範」を制定するとともに、この精神を定着させるための指針として、「コンプライアンスマニュアル」を策定しております。また、反社会的勢力排除に向けた専任の対応部門として、リスクマネジメント部を設置するとともに、同部に大阪府警OBを常勤させております。
　上記のほか、具体的な社内体制の整備状況、実施施策は、次のとおりであります。
ア、社長は、「企業倫理規範」の精神を内外に表明し、その精神をグループ全体あるいは役職員一人ひとりに定着させるため、機会があるごとに訓示等を行っております。
イ、反社会的勢力による不当要求が発生した場合、リスクマネジメント部に即時、通報・相談を行うこととし、これを受けたリスクマネジメント部では、反社会的勢力からの要求に屈することなく、関係遮断の取組みを助言・指導・支援しております。また、必要に応じて、蓄積した情報を外部専門機関（警察や暴力追放運動推進センター等）に提供し、助言を得るなど、緊密な連携関係を構築しております。
ウ、反社会的勢力とは一切関係を持たないため、独自のデータベース、外部専門機関からの情報の活用等により、相手方が反社会的勢力であるかどうかについて、常に注意を払うとともに、反社会的勢力とは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点や反社会的勢力であるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する取組みを行っております。
エ、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款等に「暴力団排除条項」を導入する取組みを行っております。
オ、大阪府暴力追放運動推進センター、大阪府企業防衛連合協議会等が行う地域活動や会合に参加し、暴力団等反社会的勢力排除に取り組んでおります。
カ、万一、不当要求による被害が生じた場合には、不当要求に屈しない姿勢を社内外に鮮明にし、被害の拡大を防止する意味からも、躊躇することなく積極的に、警察に対し被害届を提出することとしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。そして、当社株主の皆さまが、適切な判断を行うためには、大量買付者及び当社取締役会双方から必要かつ十分な情報が提供されるとともに、当社株主の皆さまや当社取締役会が当社株式の大量買付行為について検討し、当社取締役会が代替案を提示するための合理的な時間が確保される必要があると考えております。

このような考えから、当社は、平成28年6月24日開催の第99期定時株主総会における株主の皆さまのご承認に基づき、当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました。

なお、本対応策の有効期間は、平成31年3月期に関する定時株主総会の終結時までとしております。

本対応策の詳細につきましては、当社ホームページ[http://www.nankai.co.jp/ir/kaitsuke/]をご覧下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、金融商品取引法をはじめとする関係法令や証券取引所の定める適時開示に関する規則（以下「適時開示規則」と言います。）に従い、以下の体制により、会社情報の適時適切な開示に努めております。

（1）情報取扱責任者の設置

当社では、総務部において適時開示に関する事務を分掌しており、総務部を担当する総務室長を「情報取扱責任者」に選任し、適時開示規則に定められた重要な会社情報の確実な把握と厳正な管理に努めております。

（2）社内における情報の把握

重要な案件が付議・報告される取締役会及び常務会の事務局を総務部が所管しておりますほか、適時開示規則に定められた重要な会社情報を総務部において確実に把握するために、重要な会社情報に該当する情報（該当する可能性のあるものを含む。）の主管部門（子会社に関する情報はグループ事業室）は、総務部に対し情報内容を報告することとしております。

（3）適時適切な情報開示

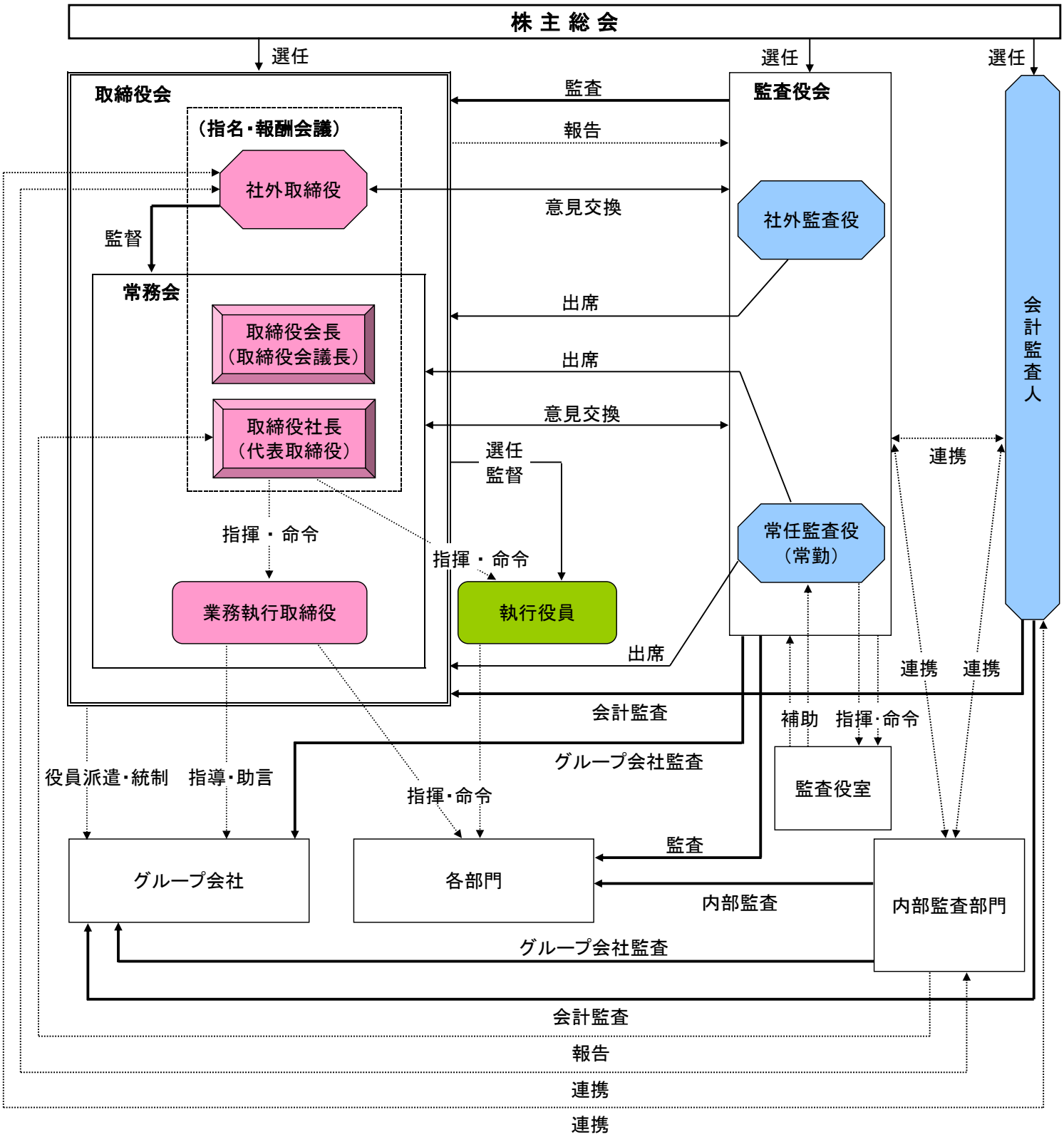
総務部は、経理部と協議のうえ、当該情報について適時開示の必要性を判断します。適時開示が必要と判断された場合は、必要に応じて監査法人等の助言・指導を仰ぎながら開示文書を作成し、取締役会等において決定又は報告がなされた後、速やかに開示を行います。

適時開示にあたりましては、適時開示規則に従い、証券取引所の運用する適時開示情報伝達システム（TDnet）へ登録を行いますとともに、記者会見や資料配布等の方法により、報道機関に対し情報を公表します。また、適時開示により開示した情報は当社のホームページにも掲載します。

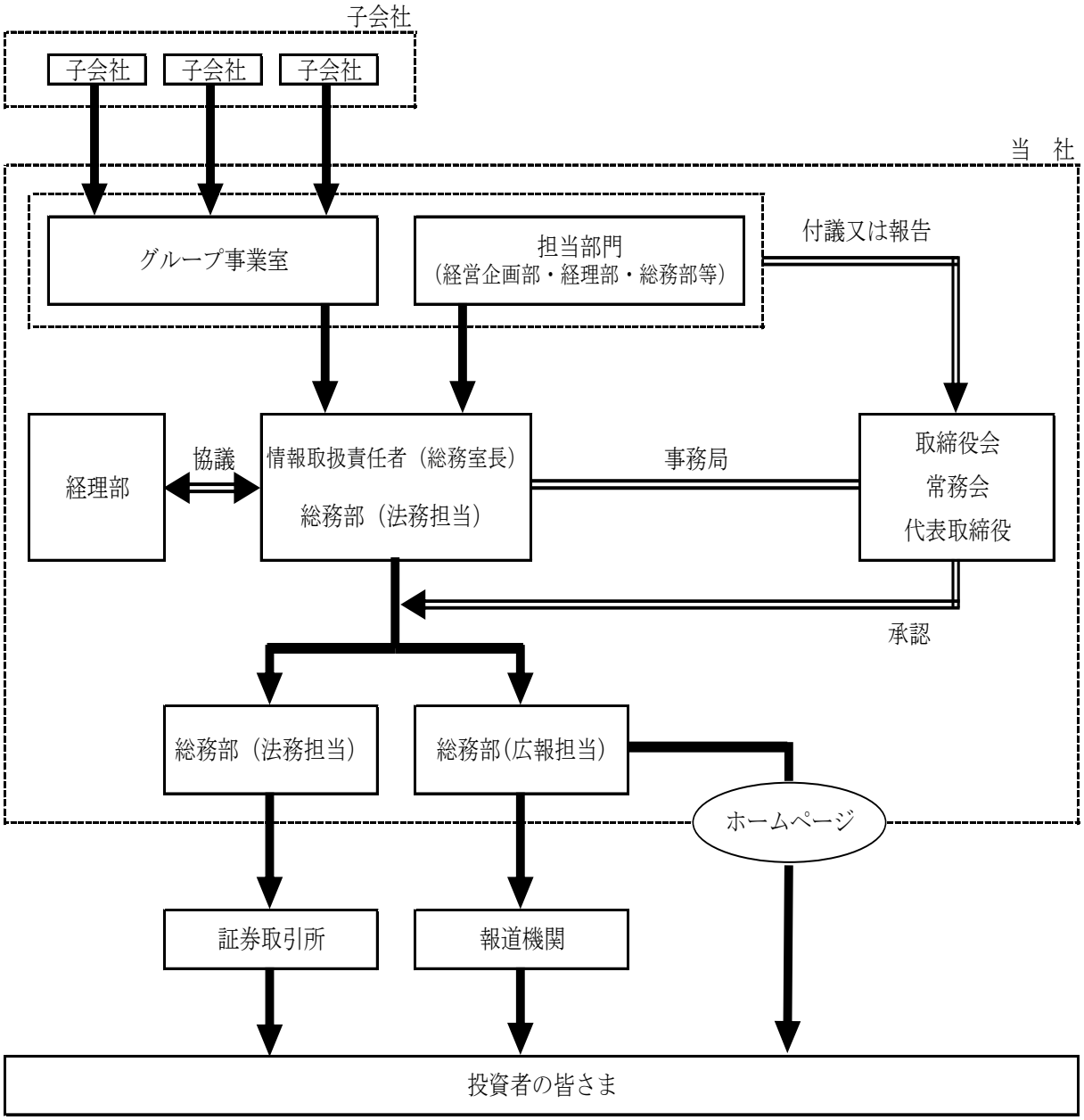
（4）社内規則の制定と啓発活動

会社情報の厳正な管理とインサイダー取引防止のために、「内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則」を制定し、役員・従業員に対する周知をはかるとともに、社内研修やイントラネットへの掲示等を通じて、情報管理及び適時開示の重要性について意識向上と啓発活動に取り組んでおります。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】


子会社
子会社
子会社
子会社
当　社
グループ事業室
担当部門
（経営企画部・経理部・総務部等）
付議又は報告
経理部
協議
情報取扱責任者（総務室長）
総務部（法務担当）
事務局
取締役会
常務会
代表取締役
承認
総務部（法務担当）
総務部(広報担当)
ホームページ
証券取引所
報道機関
投資者の皆さま